

大阪市立塩草立葉小学校 P T A 規約

平成26年5月1日より制定

平成29年5月1日一部改正

平成30年3月3日一部改正

令和元年11月29日一部改正

令和4年3月11日一部改正

第1章 名称・目的

第1条 この会は、大阪市立塩草立葉小学校 P T A という。

2 この会の事務所を大阪市立塩草立葉小学校に置く。

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全で幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 教育水準を高めるため、会員の成人教育を盛んにする。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡により、児童を保護善導する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育環境を良くする。
- (4) 学校に対する公費の確保に協力する。

第2章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会は、この会の役員の名で公私の選挙者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針、人事、ならびに管理には干渉しない。

第3章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 学校の教職員。
- (3) この会の趣旨に賛同し、実行委員の承認を得た者。

第6条 この会の会員は、第5条(3)に規定する会員を除き、すべて会費を納める義務がある。

第4章 経理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入、自発的な寄付金、その他によって賄う。

第8条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために使用してはならぬ

い。

第10条 この会の会費は、一世帯当たり月額400円とする。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第13条 経理については、別に会計規定を定めることができる。

第5章 役員とその選挙

第14条 この会の役員は次のとおりである。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 2名～4名 保護者
- (3) 書記 1名 保護者
- (4) 会計 1名 保護者

2 役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。また、他の役員や会計監査委員を兼ねることができない。ただし、書記・会計を兼ねることは妨げない。

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし再選を妨げない。

2 役員は、引き続いて他の役員に再選されることができる。

第16条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。

- (1) 役員候補者指名委員会（以下「指名委員（会）」という）を次の方法によって組織し、その任務が終わると自動的に解散する。
 - ア 役員・実行委員の中から互選により7名を選出し、うち1名の指名委員長を選出する。
 - イ 教職員の中から互選により2名の指名委員を選出する。
- (2) 役員選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
- (3) 指名委員会は、各役員別に定数以上候補者をあげ、役員選挙の5日前までに、全会員に知らせる。
- (4) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- (5) 役員選挙を行う総会において、候補者が定数以下の場合は承認によって、定数を超える場合は出席した会員の無記名投票による多数決もしくはその他の方法によって、役員を決定する。
- (6) 役員は、5月1日より就任する。

第17条 会長に欠損が生じたときは、副会長が昇格する。

第18条 会長以外の役員に欠損を生じたときは、実行委員がこれを補充する。

第6章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的ならびに方針について、十分な理解をした会員で、公選による公職者でない者は、第5章の規定に従って役員に推举されることができる。

第20条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会を招集し、会議の議長となる。
- (2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会（ただし、役員候補者指名委員会を除く）の委員長を任命する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会および特別委員会（ただし、役員候補者指名委員会を除く）の委員を任命する。
- (4) 各委員会（ただし、役員候補者指名委員会、および会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる。
- (5) この会の資産を管理する。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第22条 会計書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、会計簿その他の書類を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (3) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (4) 予算の立案に協力する。
- (5) 会計監査を受けて、会計報告を行う。
- (6) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第7章 会計監査委員会

第23条 この会の会計を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長1名と2名の委員を置く。

第24条 会計監査委員長の選挙および就任は、第16条に準じて行う。

2 会計監査委員長は、2名の委員を選任する。

第25条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年2回以上会員にその結果を報告する。

第26条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第27条 会計監査委員長は、必要に応じ役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 総会

第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第29条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第30条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第31条 総会は、年2回以上開催する。

第32条 この会の年間事業計画、予算審議決定、決算報告の承認は、総会で行う。

第9章 実行委員会

第33条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長及び校長、教頭、教職員の代表をもって構成される。

第34条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会長によって任命される各委員会の委員長を承認する。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議する。
- (3) 総会に提出する議案を調整する。
- (4) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
- (5) 規約の規則を審議・検討する。
- (6) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第35条 実行委員会は、毎月1回の定例会を開催する。

2 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第10章 常置委員会及び特別委員会

以下の委員会を基本とするが、各委員会の改編については、実行委員会で協議し、決定する。

第36条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために、次の常置委員会を置き、この会の会員はいずれの常置委員会に属する。

また、各常置委員会においては、役員・会計監査委員の兼任は必要に応じ構わないものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 学級委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 給食委員会
- (5) 保健体育委員会
- (6) 成人教育人権啓発委員会
- (7) 校外指導地域委員会

2 常置委員の決定方法、役割分担及びその他は、別に細則を定めて行う。

第37条 この会の特定の目標を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、その任務を終わるとともに自動的に解散する。

3 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第38条 各常置委員会及び特別委員会の委員長は、他の役員及び校長の意見を聞いて、会長が任命する。ただし、必要に応じて各委員会に副委員長を置くことができる。

2 各常置委員会及び特別委員会の委員は、委員長の選定に基づき、実行委員会の承認を得て、会長が任命する。

第39条 各常置委員会の委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげ

ない。

2 常置委員会相互間において、委員は他の委員を兼ねることはできない。

第40条 総務委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 各常置委員会の調整を図る。
- (2) 児童の安全確保における具体的な立案を行う。
- (3) 地域における各諸団体との調整を図る。
- (4) 次年度 P T A の組織・人員の調整を行う。

第41条 学級委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) その学級の会員が、会員として義務と権利を全うするようにつとめる。
- (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
- (3) 教職員と保護者及び保護者相互の連絡と親睦をはかる。

第42条 広報委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員に対し、情報を伝達する。
- (2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
- (3) 児童の福利厚生をはかる。

第43条 給食委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 学校給食が十分な効果をあげるよう協力をする。
- (2) 家庭の食生活の改善につとめる。

第44条 保健体育委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員の保健衛生に対する理解を深める。
- (2) 学校の保健事業に協力する。
- (3) 学校の体育事業に協力し、児童の保健増進につとめる。

第45条 成人教育人権啓発委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員に対し人権啓発の活動を行う。
- (2) 関係諸団体、機関が行う人権啓発行事、研修会へ参加する。
- (3) 教育水準を高めるために、会員に対し成人教育を行う。
- (4) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

第46条 校外指導地域委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 児童の家庭生活及び社会生活の保護善導につとめる。
- (2) 地域内の関係諸団体・機関及びそれらの活動に協力する。
- (3) 児童の交通安全をはかり、地域社会の環境の改善を行う。

第47条 各常置委員会、および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第48条 この会には、必要があれば、顧問・相談役を置くことができる。

第11章 細則

細則の1条 第36条の「この会の会員」とは、第5条による。

細則の2条 常置委員会の役割、分担は各委員会で計画する。

細則の3条 各常置委員会で連絡・調整係を置くことができる。

細則の4条 その他この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定めることができる。

細則の5条 実行委員会は、細則を制定または改定した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

細則の6条 細則は、実行委員会において過半数の賛成がなければ制定または改正することができない。

細則の7条 制定及び改正案は、実行委員会の少なくとも1週間前に各実行委員に知らせておかなければならぬ。

第12章 改正

第49条 この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも1週間前に、その内容を全会員に知らせなければならない。

第13章 附則

第50条 この規約は、令和4年3月11日から施行する。